

● 役員給与・賞与について

取締役・監査役・理事・監事などに対する役員給与・賞与のうち、損金算入ができるものは以下の通りで、それぞれ要件等が定められています。

区分	内容	要件等
定期同額給与	毎月の給与	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の支給額は同額 改定は決算後3ヵ月まで
事前確定届出給与	株主総会等により、所定の時期に確定額を支給することを決議した給与・賞与	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会等で決議してから1ヶ月以内に税務署に届出が必要 支給額の変更は原則として不可
利益連動給与	利益に関する指標を基礎として支給する給与・賞与	<ul style="list-style-type: none"> 同族会社は適用なし 有価証券報告書に記載が必要で、実質的には上場会社等のみ
使用人兼務役員の使用人部分	部長・課長などの使用人としての職制があり、常時使用人として従事している人への給与・賞与	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役、副社長、専務、常務、監査役などは適用なし 同族会社の役員で株式等の所有割合が一定の割合を超える場合は適用なし 他の使用人と異なる時期に支給した賞与は損金不算入

利益連動給与は上場会社等のみでの適用で、事前確定届出給与も年間報酬額を確定しなければならぬので、結局のところ届出がいない定期同額給与となります。定期同額給与の改定時期は決算後3ヵ月までなので注意が必要です。

厚生年金保険料が改定されます！

厚生年金保険料が、平成24年9月分(10月納付分)から改訂されますのでご注意ください。保険料は事業主と被保険者で折半して負担します。

	平成23年9月分～	平成24年9月分～
厚生年金保険料率	16.412%	16.766%

税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付(第3期)	
11月	所得税予定納付(第2期) 個人事業税納付(第2期)	減額申請ができます。

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。